

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の
一部を改正する省令について

平成29年4月14日
経 済 産 業 省
中小企業庁財務課

1. 意見公募の対象

- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

2. 資料入手方法

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- ・ 中小企業庁財務課内においての供覧

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成29年4月14日（金）～平成29年5月15日（月）必着

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 パブリックコメント担当 あて

（2）FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：（03）3501-6868

（3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： qqocbh@meti.go.jp

（件名は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、連絡先等（住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレス等）を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であつて特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省 中小企業庁事業環境部財務課
パブリックコメント担当 宛

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令改正案に対する意見

氏 名	
住 所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
御意見	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	